

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

広島厚生年金 事案 2447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和60年2月までA社の厚生年金保険の被保険者であり、同年3月からB社の厚生年金保険の被保険者であったが、A社の資格喪失日が同年2月28日とされ、同年2月の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間も継続して勤務し、給与から昭和60年2月の厚生年金保険料が控除されていたのに厚生年金保険の記録が無いことは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書により、申立人が昭和60年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる上、同年5月の給与明細書に添付された書面及び同僚の証言により、申立人が、同年2月から同年3月にかけて事業主が同一の事業所において勤務を継続しており、同年2月はA社において、同年3月はB社において厚生年金保険の被保険者であったことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡しているため当時の状況は不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和60年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを

同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年2月28日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 2449 (事案 2258 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和60年6月30日まで勤務し、同年7月1日からはB社に出向となり、平成21年9月末まで勤務した。

前回申立後に、新たにA社の昭和56年4月から同年12月までの給与明細表、及び昭和56年分給与所得の源泉徴収票が見つかり、これらによれば、同社における給与からの厚生年金保険料の控除方式は翌月控除方式ではなく、当月控除方式であり、その後、私が退職するまでに給与からの厚生年金保険料の控除方式に変更は無かったと思うので、退職月に係る給与から控除されている厚生年金保険料は、申立期間である60年6月分の保険料だと思う。

申立期間について、未加入の記録とされていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(C社会保険事務所(当時)が昭和60年7月1日に受付)には、資格喪失年月日が昭和60年6月30日と記載されており、オンライン記録と一致していること、ii) 申立事業所が保管する賃金台帳によれば、申立人に係る60年6月分の給与から、1か月分の厚生年金保険料(8,480円)が控除されていることが確認できるものの、申立事業所は、「厚

生年金保険料の控除は、翌月控除方式であり、月末退職の場合、通常、最後に支給する給与から2か月分の厚生年金保険料を控除することになる。」としていることを踏まえると、同年6月分の給与から控除されている厚生年金保険料は、同年5月分の保険料であって、同年6月分については控除されていなかったものと推測されること、iii) 申立事業所は、「賃金台帳等以外の書類は既に処分済みで、給与から控除できなかった厚生年金保険料を本人から現金で受け取ったかどうかは確認できない。」としている上、申立人は、「昭和60年6月分の給与を受給した後に、申立事業所に厚生年金保険料を現金で支払った記憶は無い。」としていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、申立事業所から受領した昭和56年4月の給与明細表を提出し、これによれば入社後最初に支給された給与から厚生年金保険料が控除されており、同年4月から同年12月までの給与明細表にある社会保険料控除額は、源泉徴収票と一致する上、社会保険料等の控除後の支給額は、所持する預金通帳に記載されている振込額と一致するとし、当該事業所における保険料の控除方式は当月控除であったとしているところ、申立人から提出された同年4月の給与明細表により給与から保険料が控除されており、同年4月から同年12月までの社会保険料の控除額は、申立人の昭和56年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額に一致していることや、申立事業所から提出された賃金台帳に記載されている56年4月から同年12月までの社会保険料等控除後の支給額は、申立人から提出された給与明細表及び預金通帳とおおむね一致していること、及び同僚アンケートに回答のあった4人は、給与からの厚生年金保険料控除は当月控除方式としている上、このうちの2人は、「入社月の給料で厚生年金保険料が引かれていたと思う。」としていることを踏まえると、56年当時、給与からの厚生年金保険料控除は、当月控除方式であったものと推認される。

また、申立人は、「A社に入社し退職するまでに、給与からの厚生年金保険料の控除方式に係る変更の有無は覚えていないが、保険料控除に変化は無く、ずっと同じように控除されていたと思う。」としている上、オンライン記録によれば、申立人が申立事業所に昭和56年4月に入社し60年6月に退職するまでに、標準報酬月額に係る定時決定は4回（昭和56年10月、57年10月、58年10月及び59年10月）確認できるところ、申立事業所から提出された賃金台帳に記載のある厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致していることからみて、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失までの期間に保険料控除方式に変更は無かったものと推認される。

さらに、申立事業所は、「当時の給与からの厚生年金保険料の控除については、詳細は不明であるものの、今回提出した賃金台帳をみると当月控除であったとみられる。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和60年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の社会保険関係事務の状況については不明である。」としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和60年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から平成元年 9 月まで

私は、昭和 61 年 7 月 2 日に初めて A 市(現在は、B 市)の工事店の指定を受けた。A 市の規定では年度ごとの指定申請に納税証明書が必要であった。現在まで工事店を継続できたのは、A 市に国民年金保険料を全て納付していたからである。

しかし、私の年金記録では申立期間の国民年金保険料が未納とされており、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月 23 日に C 市から A 市に住民票を異動した際に、国民年金の加入手続を行い、61 年 6 月頃、A 市の工事店の指定を受けるため、58 年 12 月に遡って国民年金保険料を納付し、以後継続して納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の 20 歳到達による強制加入者の資格取得日から、平成 3 年 10 月に払い出されたものと推認され、申立人はこの時期に加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 58 年 12 月 30 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられるが、加入手続を行った平成 3 年 10 月の時点では、申立期間の国民年金保険料は、制度上時効により納付することはできない。

また、オンライン記録により平成 3 年 10 月の時点で遡って納付できる元年 10 月から 3 年 3 月までの過年度の国民年金保険料が同年 11 月 11 日に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 61 年 7 月 2 日に工事店の指定を受けられたの

は国民年金保険料を納付していたからと主張しているが、B市及び申立人が挙げた当時のA市の元職員のいずれもが「工事店の指定を受けるためには納税証明書の添付は必要であったが、納税証明書の発行にあたり、国民年金保険料の納付は条件として含まれていなかった。」としている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンラインシステムによる氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、現金出納帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から平成元年 9 月まで

私の夫は、昭和 61 年 7 月 2 日に初めて A 市(現在は、B 市)の工事店の指定を受けた。A 市の規定では年度ごとの指定申請に納税証明書が必要であった。現在まで工事店を継続できたのは、A 市に国民年金保険料を全て納付していたからである。

しかし、夫の年金記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされ、夫と同時期に加入手続きを行い、同様に保険料を納付したはずの私の年金記録も同様に未納とされており、納付できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和 59 年 1 月 23 日に C 市から A 市に住民票を異動した後、国民年金の加入手続きを行い、58 年 12 月に遡って国民年金保険料を納付した際に、併せて申立人についても同様に加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の夫の前後の 20 歳到達による強制加入者の資格取得日から、平成 3 年 10 月に払い出されたものと推認されることから、申立人は申立人の夫の加入手続きと同時に 3 年 10 月に再加入手続きを行い、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 58 年 12 月 30 日に遡って国民年金被保険者資格を再度取得したものと考えられるが、再加入手続きを行った平成 3 年 10 月の時点では、申立期間の国民年金保険料は、制度上時効により納付することはできない。

また、オンライン記録により平成 3 年 10 月の時点で遡って納付できる

元年 10 月から 3 年 3 月までの過年度の国民年金保険料が同年 11 月 11 日に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立人の夫が昭和 61 年 7 月 2 日に工事店の指定を受けられたのは国民年金保険料を納付していたからと主張しているが、B 市及び申立人が挙げた当時の A 市の元職員のいずれもが「工事店の指定を受けるためには納税証明書の添付は必要であったが、納税証明書の発行にあたり、国民年金保険料の納付は条件として含まれていなかった。」としている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンラインシステムによる氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、現金出納帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年2月から49年3月まで

私は、A県にある大学に進学し実家を離れていたが、私が20歳になった時、私の母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

B市の実家に帰省した際、集金人が自宅に来たので、自分で保険料を納付したことが2回程度あり、当時、年金手帳の交付は無かったが、保険料を納付した際に受領印を押すB5サイズ程度で青色の枠などが印刷された通帳のようなものがあつたことを記憶している。

今は、その通帳のようなものを所持していないが、私の母親からも、私が大学生の時に保険料を納付していたと聞いているので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和50年3月頃に払い出されたと推認される上、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、被保険者資格取得日は同年3月20日、「新規・再取得」欄には「新」に丸印が付されていることが確認でき、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時、申立人は学生であったため、任意加入となることから、昭和50年3月頃の払出時点で20歳に遡って被保険者資格を取得することはできない上、申立期間当時の住所は、実家のあつたB市のままで変更は無いとする申立人の主張を踏まえると、同市において、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとはいえ難い。

さらに、申立人は、「申立期間当時、年金手帳の交付は無かったと思う。」としているが、B市では、「国民年金加入手続後、すぐに年金手帳を交付していた。」としており、年金手帳の交付は無かったとする申立人の主張と相違する上、申立人が記憶するB5サイズ程度の通帳のようなものについては、同市の回答から、集金人により納付する場合に用いられていた仮領収書の大きさが一致するものの、当該仮領収書が使用されていた時期について、同市は、昭和57年以前としていることから、申立人は、納付記録のある期間における記憶と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人及びその母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及びその母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1350 (事案 249 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から48年3月まで

家計の支払いは全て私がしており、申立期間の国民年金保険料も夫と甥の3人分を一緒に集金人に納付していたのに、夫が納付済みで私が未納とされていることに納得できない。

当時、私が集金人に国民年金保険料を納付しているところを隣人が見ていたと思うので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点(昭和48年11月頃)では、申立期間の一部の保険料は時効により納付できないこと、ii) 申立人が一緒に納付していたとする申立人の甥(国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている。)の国民年金保険料の納付開始日は、申立期間後の昭和49年1月頃と推測される上、47年10月から48年1月までの保険料については、49年3月に重複納付された保険料から充当されていることが確認できること、iii) 一緒に納付していたとする申立人の夫についても申立期間に未納期間があること、iv) 申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、納付時期等については記憶が明確でなく、具体的な納付方法が不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、私が集金人に国民年金保険料を納付していたところを隣人が見ていたと思うので確認してほしいとしているところ、当該隣人は、「昔のことなのではっきりとした記憶は無いが、申立人の隣に引っ越しをしたのは昭和49年から50年までの間だったと思う。

また、仮に私が集金人を見ていたとしても、その人が年金の集金人かどうかは私には分からないので無責任なことは言えない。」としており、申立人の申立内容を裏付ける供述は得られない。

また、今回の申立てに当たり、申立人から新たな資料の提出等はなく、ほかに委員会の当初の結論を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 47 年 10 月まで
② 昭和 48 年 8 月から 49 年 12 月まで

私は、昭和 45 年 4 月に A 社に入社し、当初は 3 年契約で、後に 1 年半勤務が延長となり、49 年 12 月まで勤務した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録は昭和 47 年 11 月 1 日に資格取得、48 年 8 月 14 日に資格喪失となっている。

申立期間①及び②については継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言から、具体的な入社日及び退社日は不明であるが、申立期間当時、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、被保険者資格取得日は昭和 47 年 11 月 1 日、資格喪失日は 48 年 8 月 14 日と記載され、これはオンライン記録と一致しており、申立事業所が加入する厚生年金基金が保管する申立人の加入員番号払出票及び加入員番号払出簿に記載された資格取得日及び資格喪失日も一致している上、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日及び離職日（厚生年金保険の資格喪失日の前日）の記録とも符合している。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票のうち昭和 45 年 1 月 9 日から 50 年 3 月 1 日までの間の記録である整理番号*から同*番までの厚生年金保険被保険者原票を確認したが、整理番号に欠番は無く、申立人の記録である整理番号*番以外に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立事業所に申立期間当時の関係資料は無く、当時の事業主は既に

死亡しているが、当時申立事業所に勤務していた現在の事業主は「申立人は、実家の自営業に戻ることを前提に、当初は見習のアルバイトとして入社し、後半は申立人から実家の手伝いのためアルバイトへ変わりたいとの申出があった。アルバイト期間は厚生年金保険に加入させていなかったと記憶している。」と回答している上、当時の同僚は「申立人は見習からB職になった。申立人が退職する頃には毎日出勤していなかったと思う。」と供述していることから、事業主が、申立期間①及び②については、アルバイト期間として申立人を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、他の同僚からも、申立期間①及び②について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

このほか、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から43年8月1日まで

私は、A社B支店で約24年間勤務していたが、その間、毎年ベースアップ等により給与は増額していたのに申立期間のみ厚生年金保険の標準報酬月額が減額になっていることに納得できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人はA社B支店及びA社に23年7か月間勤務し、申立期間以外は標準報酬月額が従前の同月額より上昇していることが確認できる。

しかしながら、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和41年5月1日において引き続きA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和42年度の標準報酬月額の随時改定及び定時決定が行われた者は59人いるが、このうち申立人を含め33人の標準報酬月額が従前の同月額より減額していることがオンライン記録により確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

このことについて、C社（A社の承継事業所）は、申立人に係る各種書類については保管期限経過のため破棄しているが、昭和42年度から賞与（臨給、以下「賞与」という。）の支給回数を年4回から3回に変更しているため賞与額が標準報酬月額へ反映されず、それに伴う減額ではないかと回答しているところ、昭和40年改正前の厚生年金保険法第3条第1項5号但し書及び36年1月26日付けのD省の通知「健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の範囲について」において、名称は異なっても同一性質を有すると認められるものが、年間を通じて4回以上支給される場合は、報酬に該当す

ることと定められており、従前は賞与が年4回支給されていたため標準報酬月額算定の対象に含められていたが、42年度からは賞与が年3回に変更されたため、賞与額分が各月の報酬に算入されないこととなり標準報酬月額が減額されたものと推認できる。

また、申立期間当時、申立事業所の労働組合で役員をしていた者は、「賞与が年4回支給されていたことが社会的批判を受けたので、昭和41年か42年頃に支給回数を減らすこと、年間の給与総額は変わらないことで事業所と妥結した。支給回数を減らせば報酬月額には反映しなくなると記憶しており、自分の記録も減額になっているが不思議に思ったことは無い。」と供述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2450 (事案 579、1272、1942、2180 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年5月まで
② 昭和36年5月から同年10月まで
③ 昭和36年10月から38年6月まで

私は、申立期間当時の法令からみて、土木建築業者が厚生年金保険に当然加入させなければならなかった基幹要員として働いていたにもかかわらず、申立期間が未加入期間と記録されているのは、当時の社会保険事務所(当時)か事業主のどちらかが、法令に従った手続を行っていなかったためであり、私には何ら落ち度がないのであるから、当時の法令に合わせ、申立期間を厚生年金保険に加入していたものとして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 初回から4回目までの申立てにおける申立期間は、申立期間①は昭和33年4月から35年10月まで、申立期間②は同年10月から36年5月まで、申立期間③は同年5月から同年10月まで、申立期間④は同年10月から38年6月までであったが、初回の申立てについては、i) A社B支店及び同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の記録は無いこと、ii) 同社本社では、当時の記録が無いため、厚生年金保険の加入の有無は不明であるとしていること、iii) 申立期間当時、申立人と同じ班で基幹要員であった3人は、申立人と同様に厚生年金保険の記録が無く、同社では、基幹要員であっても必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、i) 申立期間④当時のA社D出張所の労務担当者から、

申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述が得られたこと、ii) 昭和 28 年の社会保険庁（当時）の通達により、基幹要員は厚生年金保険に無条件で加入することとされたこと、iii) 同社が資格取得届を提出しないまま、厚生年金保険料を控除していた可能性があること、iv) 社会保険庁が廃棄処分した紙台帳の中に申立人の記録があった可能性があること等を主張し、再申立てを行っている。

しかしながら、i) 申立人が名前を挙げた A 社 D 出張所の元労務担当者は、「原則、基幹要員は厚生年金保険に加入することになっており、基幹要員の申立人が加入していた可能性は高いと思うが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としているほか、新たに申立人が名前を挙げた同僚のうち、回答のあった 6 人からは、申立人の厚生年金保険の加入等について具体的な供述は得られず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないこと、ii) 申立人が同期と主張する 4 人も、申立人が勤務していた出張所等を管轄していた同社 C 支店では厚生年金保険に加入していないこと、iii) 申立人が提出した通達「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」(昭和 28 年 9 月 9 日付け保険発第 195 号) の対象者は、「国に使用される者で国庫から報酬を受ける非常勤職員、臨時職員等」とされていることから、同社から給与を受けていたとする申立人は国に使用される者ではないため、同通達の対象者ではないこと、iv) 申立人は、申立期間において所属していた E 班の後継事業所である F 社の代表取締役であった平成 7 年当時、社会保険事務所から社会保険の適用除外の承認を受けていた者について、資格取得漏れとして社会保険料等の納付指導を受けた経緯があることから、A 社も申立期間当時、同様の取扱いをしていた可能性があるとして主張するが、仮に、申立人が申立期間当時、社会保険の適用除外の承認を受けていたとしても、事業主が厚生年金保険の適用除外者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いこと、v) 社会保険庁が廃棄した紙台帳に申立人の記録が含まれていた可能性があるとして主張するが、廃棄処分された紙台帳は、昭和 32 年 9 月以前の加入者の記録であり、申立人の被保険者記録が廃棄されたとは考え難いこと、vi) 申立期間に追加された申立期間④のうち 38 年 5 月及び同年 6 月について、同社 D 出張所の元労務担当者の供述から、当該期間に申立人が同出張所に勤務していたことは推認できるものの、前記のとおり、同労務担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としていること、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 5 月 27 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、i) 申立期間④について、厚生年金保険料控除を示す資料としてA社D出張所の元労務担当者が新たに作成した文書があること、ii) 申立期間④当時の同僚で世話役であった者の名前を新たに挙げていること、iii) 申立期間①について、自身と働いていた現場は異なるが、同期の同僚4人には、A社B支店での厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人が勤務していた同社G出張所も同社B支店が管轄する現場であったことから、申立人のみに記録が無いのは納得がいかないとして、3回目の申立てを行っている。

しかしながら、i) 同文書は個人名により平成23年2月3日付けで作成されており、根拠となる具体的な被保険者期間や厚生年金保険料控除額等は一切記載が無く、また、A社では、当時の記録が無いため、申立人の厚生年金保険への加入の有無は不明であると回答していることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできないこと、ii) A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において、新たに挙げた同僚の名前は見当たらないこと、iii) 申立期間①において、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人と同じ班で基幹要員であった者の名前は見当たらない上、本社によると、申立期間①当時の同社G出張所の管轄は、時期は不明なものの、同社B支店から同社C支店に変更されていたとしている上、申立期間①当時、申立人が同社B支店で厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、23年3月17日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、基本方針の「第1 基本的考え方」、「第3 判断の基準」及び「別表2」の肯定的な周辺事情の例に基づき、再度、審議してほしいとしており、特に、「別表2」の肯定的な周辺事情の例として、申立期間④に係るA社D出張所の元労務担当者が文書等で、「厚生年金保険料を申立人から徴収した。」と供述していることを挙げ、4回目の申立てを行っている。

しかしながら、これまでの申立人に係る申立てに対して、当委員会は基本方針に基づいて審議を行っており、肯定的な周辺事情だけでなく、否定的な周辺事情も含めて総合的に判断し、「明らかに不合理ではなく、一応、確からしいこと」とまでは言えないとして、年金記録の訂正は必要でないとの結論を出しており、再度、当該労務担当者に聴取を行ったが、同氏は申立人に係る具体的な被保険者期間、保険料控除額等を記憶しておらず、その供述内容は曖昧であり、これは申立人が主張する基本方針に基づく肯定的な周辺事情の例とは言い難いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8

月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、申立期間を申立期間①は昭和36年4月から同年5月まで、申立期間②は同年5月から同年10月まで、申立期間③は同年10月から38年6月までと国民皆年金制度が確立され年金制度が整備されたと考える36年4月以降に限定しており、申立期間当時、申立人は、土木建築業者に雇用される基幹要員であったことから、当時の法令に従えば、申立人は当然に厚生年金保険に加入しているはずであるとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、当時の法令に合わせて記録を訂正してほしいと主張するのみであり、申立人からは申立期間において給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料や情報の提出は無く、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月まで
私が、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、給与支給額(22万円)より低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額(17万円)が、当時の給与支給額(22万円)よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間に係る標準報酬月額は、17万円と記載されており、これはオンライン記録と一致している上、同原票が遡って訂正された形跡は見当たらない。

また、申立期間において申立事業所に在籍していた申立人と同一職種である複数の同僚の申立期間における標準報酬月額を見ると、申立人と同様に、それ以前より低くなっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが特段の取扱いであるという事情はみられない。

さらに、申立事業所の当時の事業主に照会したところ、「申立期間を含めて給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は既に廃棄しており、申立期間当時の状況は不明である。」と供述しているほか、申立期間当時、申立事業所で社会保険事務を担当していた同僚からも、申立期間当時の保険料控除の状況についての具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 25 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 39 年 6 月に A 社に就職し、40 年 12 月まで継続して勤務していた。
しかし、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、昭和 39 年 11 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない上、同僚照会の結果、申立期間において厚生年金保険の加入記録がある同僚 5 人のうち 1 人が申立人を知っているもの申立人の勤務期間についての詳細は不明としており、残りの 4 人は申立人を知らないとしているほか、申立事業所は「昭和 38 年からの労働者名簿が残っているが、申立人に係る記載はなく、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は 2 枚あり、1 枚目の被保険者原票では、申立人は、昭和 39 年 6 月 1 日に申立事業所で被保険者資格を取得し、同年 6 月 25 日に資格を喪失した記録となっており、2 枚目の被保険者原票では、同年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、40 年 12 月 2 日に資格を喪失した記録となっているが、これらは、オンライン記録と一致している上、申立期間において健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 7 月 4 日まで
② 昭和 36 年 6 月 26 日から 43 年 10 月 16 日まで

オンライン記録によると、母が昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 7 月 4 日まで勤務した A 社と同年 6 月 26 日から 43 年 10 月 16 日まで勤務した B 社に係る脱退手当金を受け取ったことになっているが、母から脱退手当金を受け取ったという話は聞いていない。母は、脱退手当金が支給されたとする 44 年頃は C 県に住んでおり、母が請求手続を行ったとは考えられないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の娘が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後各 30 人の女性のうち、当該事業所で 2 年以上の厚生年金保険被保険者期間がある者で、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 43 年 10 月と同時期の 42 年から 44 年までの期間に被保険者資格を喪失している者 19 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 14 人は 6 か月以内に支給されていることが確認できる上、複数の同僚は、「退職時に会社から脱退手当金について説明があり、請求した。手続は会社が代理で行っていた。」と供述していることから、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録における申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額は、申立期間①及び②に係る法定支給額とおおむね一致している上、B 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味

する「脱支給済 44.9.8」の記載が確認できるとともに、脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や支給日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は既に死亡しており、申立人の娘から聴取しても、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したことについて申立人から話を聞いたことが無いと主張するのみで、このほかに、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 35 年 3 月まで

私は、昭和 34 年 10 月に A 社へ B 業務従事者として入社し、次の事業所に転職する 35 年 4 月まで勤務していた。36 年 4 月頃作成した自身の履歴書の控えにも、A 社で勤務していた期間を記録しているので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に勤務していた複数の同僚の証言等から、申立人は、時期は特定できないものの、申立期間当時、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間を含む昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 3 月 31 日までの期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立事業所における申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は 14 人から 15 人であったと推認できるが、複数の同僚が、これを大きく上回る従業員数を回答しているほか、申立人と同様に他の事業所に B 業務従事者として勤務した後、申立事業所でも B 業務従事者として勤務したとする同僚の一人は、「申立事業所には 2、3 か月勤務した。」としているが、当該同僚の申立事業所における厚生年金保険の加入記録は、1 か月未満であることが確認できることなどから、申立事業所は、申立期間当時、従業員の全てを厚生年金保険に加入させていたのではなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所は、既に解散しており、申立期間当時の代表者等役員は、既に死亡又は連絡先不明であるため、詳細は確認できない上、申立事業所解散時の事業主は、「申立人の勤務状況及び保険料控除については不明である。」と

回答している。

加えて、申立人は、「申立期間当時、支給された給与袋を開封しないまま親に渡していたため、事業主が、給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは全く分からない。」としているほか、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2455 (事案 1415 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 11 月から 63 年 2 月まで
③ 平成 4 年 1 月から同年 2 月まで
④ 平成 4 年 6 月から同年 8 月まで
⑤ 平成 6 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間①はA社に、②はB社に、③はC社に、④はD社に、⑤はE社に、それぞれ6か月以上勤務し、退職後に離職票の交付を受けて、失業給付を受給したにもかかわらず、申立事業所における厚生年金保険の記録が6か月に満たないことに納得できない。

新たな証拠となる書類ではないが、被保険者記録照会回答票を送付するので、再度審議をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は、申立期間①における申立事業所の雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日は同日となっているものの、申立期間②、③、④及び⑤における申立事業所の雇用保険の加入記録は厚生年金保険の加入記録と整合していること、ii) 申立期間②及び⑤については、それぞれの申立事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の内容とオンライン記録の厚生年金保険の加入記録は一致していること、iii) 申立人は、「申立事業所では、全て6か月間勤務し、各事業所を退職した後に離職票を受け取り、失業保険をそれぞれ6か月受給した。」と主張しているところ、申立事業所に係る申立人の雇用保険の記録では、申立期間③及び⑤の申立事業所の離職後に

離職票は交付されているが、雇用保険の失業給付の記録は確認できず、申立期間①、②及び④の申立事業所の離職後に離職票の交付は確認できないこと、iv) 申立期間④の申立事業所の後に勤務したF社の離職後に雇用保険の失業給付を受けているが、申立期間③及び④の申立事業所における雇用保険被保険者期間が、当該給付の給付日数の算定基礎期間に通算（雇用保険法 22 条 3 項）されていること、v) 申立期間③、④及び⑤の申立事業所の離職後に申立人に交付された離職票により、申立人は、申立期間③、④及び⑤の申立事業所における雇用保険の被保険者期間がそれぞれの申立事業所での勤務期間であったことを認識していたものと考えられること、vi) 国民年金のオンライン記録によれば、申立期間①は、平成 8 年 12 月 17 日の国民年金第 3 号被保険者の特例届出の入力処理により、未納から国民年金第 3 号被保険者期間に訂正されていることから、申立人は、同年 12 月頃に国民年金第 3 号被保険者の特例届出をしたものと推測でき、当該時点では、申立期間①は厚生年金保険の被保険者期間ではないと認識していたものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、22 年 7 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立てに当たっての資料として被保険者記録照会回答票を提出しているが、当該回答票からは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない上、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤における各申立事業所に 6 か月以上勤務し、退職後に離職票の交付を受けて、失業給付を受給したと主張するのみであり、そのほかに申立人からは給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料の提出や周辺事情に関する供述は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。